

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 告示

○土壌汚染対策法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定	第90号	(水大気環境課)	2
○薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定	第91号	(医薬安全課)	2
○道路の区域の変更	第92号	(道路維持課)	2
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (尾張都市計画下水道事業一宮公共下水道(東部処理区))	第93号	(上下水道課)	2
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (尾張都市計画下水道事業一宮公共下水道(西部処理区))	第94号	(同)	3
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (尾張都市計画下水道事業一宮公共下水道(日光川上流処理区))	第95号	(同)	3
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (尾張都市計画下水道事業一宮公共下水道(五条川右岸処理区))	第96号	(同)	3
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画下水道事業長久手公共下水道)	第97号	(同)	3
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画下水道事業清須公共下水道)	第98号	(同)	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	第99号	(砂防課)	4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	第100号	(同)	4
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画道路事業3・5・8号枇杷島野田町線)	第101号	(都市整備課)	5
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画道路事業3・5・38号名古屋港線)	第102号	(同)	5
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画道路事業3・2・53号東志賀町線、3・3・55号上飯田線及び3・4・100号山の手通線)	第103号	(同)	6
○指定公金事務取扱者への公金事務の委託	第104号	(交通規制課)	6

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出	(商業流通課)	6
○大規模小売店舗の変更の届出	(同)	7
○基本測量の実施	(用地課)	8
○公共測量の実施	(同)	8
○公共測量の終了	(同)	8
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	(上下水道課)	9
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (東郷中央土地区画整理組合)	(都市整備課)	9
○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	9
○指定確認検査機関に対する監督命令	(同)	10

告 示

愛知県告示第90号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域を次のように指定する。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

形質変更時要届出区域	土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類	土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
刈谷市昭和町二丁目1番の一部で次の図に示す区域（面積973.99㎡）	鉛及びその化合物	鉛及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県環境局環境政策部水大気環境課及び西三河県民事務所環境保全課において閲覧に供する。）

愛知県告示第91号

薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年愛知県条例第51号）第2条第6号の規定に基づき、知事指定薬物を次のように指定し、令和8年3月7日から施行する。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

知事指定薬物

- 1 (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名1SB-LSD）
- 2 1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類（通称名3C1-PCP、3-Chloro-PCP）
- 3 4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類（通称名2me-PIHP、2me-PHiP、2-methyl- α -PIHP、2-methyl- α -PHiP）
- 4 プロパン-2-イル 1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート及びその塩類（通称名Isopropoxate）
- 5 1から4までに掲げる物のいずれかを含有する物

愛知県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区 間	敷地の幅員	延長
県道	豊津石巻萩平線	旧	豊橋市石巻萩平町字下吉祥96番2地先から同字中吉祥77番2地先まで	A 8.0 ~ 16.0 B 6.4 ~ 8.4	m km 0.187 0.173
		新	同	B 6.4 ~ 8.4	0.173

備考 A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

愛知県告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
一宮市	尾張都市計画下水道事業一宮公共下水道（東部処理区）	昭和56年12月7日から令和13年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	一宮市役所

愛知県告示第94号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
一宮市	尾張都市計画下水道事業一宮公共下水道（西部処理区）	平成21年3月3日から令和13年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	一宮市役所

愛知県告示第95号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
一宮市	尾張都市計画下水道事業一宮公共下水道（日光川上流処理区）	平成3年1月23日から令和13年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	一宮市役所

愛知県告示第96号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
一宮市	尾張都市計画下水道事業一宮公共下水道（五条川右岸処理区）	平成5年12月20日から令和12年3月31日まで	収用の部分 なし 使用の部分 なし	一宮市役所

愛知県告示第97号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
長久手市	名古屋都市計画下水道事業長久手公共下水道	（長久手処理区） 平成3年1月21日から令和14年3月31日まで （長久手南部処理区） 平成12年8月18日から令和14年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	長久手市役所

愛知県告示第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
清須市	名古屋都市計画下水道事業清須公共下水道	昭和55年1月21日から令和12年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 令和2年10月2日愛知県告示第	清須市役所

367号の事業地に清須市花水木一丁目地内を加える。

愛知県告示第99号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
今井山C（202-K-298）	岡崎市大柳町字今井山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	今井山C（202-K-298）	岡崎市大柳町字今井山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中柴-1（202-K-417-1）	岡崎市山綱町字中柴（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	中柴-1（202-K-417-1）	岡崎市山綱町字中柴（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池ノ入（V）（202-K-472）	岡崎市百々町字池ノ入（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	池ノ入（V）（202-K-472）	岡崎市百々町字池ノ入（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
明大寺町栗林A（202-K-1140）	岡崎市明大寺町字栗林（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	明大寺町栗林A（202-K-1140）	岡崎市明大寺町字栗林（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
穴ノ沢（202-D-680）	岡崎市東河原町字戸沢（次の図のとおり）	土石流	穴ノ沢（202-D-680）	岡崎市東河原町字戸沢（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
上西ノ谷-2A（207-K-148）	豊川市千両町上西ノ谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	上西ノ谷-2A（207-K-148）	豊川市千両町上西ノ谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係図書を当該区域を所管する県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第100号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として次のように指定する。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
番号	名称	指定の区域	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
1	今井山C（202-K-298-1）	岡崎市大柳町字今井山（次の図のとおり）	今井山C（202-K-298-1）	岡崎市大柳町字今井山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
2	中柴-1（202-K-417-2）	岡崎市山綱町字中柴（次の図のとおり）	中柴-1（202-K-417-2）	岡崎市山綱町字中柴（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
3	明大寺町栗林A（202-K-1140-1A）	岡崎市明大寺町字栗林（次の図のとおり）	明大寺町栗林A（202-K-1140-1A）	岡崎市明大寺町字栗林（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
4	明大寺町栗林C（202-K-1140-1B）	岡崎市明大寺町字栗林（次の図のとおり）	明大寺町栗林C（202-K-1140-1B）	岡崎市明大寺町字栗林（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
5	穴ノ沢（202-D-680-1）	岡崎市東河原町字戸沢（次の図のとおり）	穴ノ沢（202-D-680-1）	岡崎市東河原町字戸沢（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
6	上西ノ谷-2A	豊川市千両町上西	-	-	-	-

	(207-K-148-1)	ノ谷(次の図のとおり)	崩壊				
7	金平一ノ沢-1 (214-K-259)	蒲郡市金平町一ノ沢(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	金平一ノ沢-1 (214-K-259)	蒲郡市金平町一ノ沢(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
8	金平一ノ沢-2 (214-K-260)	蒲郡市金平町一ノ沢(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	金平一ノ沢-2 (214-K-260)	蒲郡市金平町一ノ沢(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
9	上ノ坊-2 (214-K-261)	蒲郡市金平町上ノ坊(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	上ノ坊-2 (214-K-261)	蒲郡市金平町上ノ坊(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
10	東橋(214-K-262)	蒲郡市金平町東橋(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	東橋(214-K-262)	蒲郡市金平町東橋(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
11	東峰(214-K-263)	蒲郡市一色町東峰(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	東峰(214-K-263)	蒲郡市一色町東峰(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
12	拾石向イ-1 (214-K-264)	蒲郡市拾石町向イ(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	拾石向イ-1 (214-K-264)	蒲郡市拾石町向イ(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
13	拾石向イ-2 (214-K-265)	蒲郡市拾石町向イ(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	拾石向イ-2 (214-K-265)	蒲郡市拾石町向イ(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
14	拾石向イ-3 (214-K-266)	蒲郡市拾石町向イ(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	拾石向イ-3 (214-K-266)	蒲郡市拾石町向イ(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
15	牛転-2(214-K-267)	蒲郡市金平町牛転(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	牛転-2(214-K-267)	蒲郡市金平町牛転(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
16	形原欠下(214-K-268)	蒲郡市形原町欠下(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	形原欠下(214-K-268)	蒲郡市形原町欠下(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
17	田土山(214-K-269)	蒲郡市西浦町田土山(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	田土山(214-K-269)	蒲郡市西浦町田土山(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
18	宮地(214-K-270)	蒲郡市西浦町宮地(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	宮地(214-K-270)	蒲郡市西浦町宮地(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
19	西蜷蛸(214-K-271)	蒲郡市西浦町西蜷蛸(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西蜷蛸(214-K-271)	蒲郡市西浦町西蜷蛸(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
20	西浦細田(214-K-272)	蒲郡市西浦町細田(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西浦細田(214-K-272)	蒲郡市西浦町細田(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
21	大谷ヶ入(214-K-273)	蒲郡市西浦町大谷ヶ入(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大谷ヶ入(214-K-273)	蒲郡市西浦町大谷ヶ入(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
22	堂サ松-2 (214-K-274)	蒲郡市西浦町堂サ松(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	堂サ松-2 (214-K-274)	蒲郡市西浦町堂サ松(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
23	北沢沢(214-D-058)	蒲郡市金平町北沢(次の図のとおり)	土石流	-	-	-	-

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係図書を当該区域を所管する県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

愛知県告示第101号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
名古屋市	名古屋都市計画道路事業3・5・8号枇杷島野田町線	令和4年3月18日から 令和16年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	名古屋市役所

愛知県告示第102号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
名古屋市	名古屋都市計画道路事業3・5・38号名古屋港線	平成11年6月15日から令和12年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	名古屋市役所

愛知県告示第103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
名古屋市	名古屋都市計画道路事業3・2・53号東志賀町線、3・3・55号上飯田線及び3・4・100号山の手通線	平成9年9月26日から令和12年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	名古屋市役所

愛知県告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のように指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託をした日（委託期間）
株式会社GFM 弥富市鯛浦町南前新田56番地3	令和8年2月17日	愛知県手数料条例（平成12年愛知県条例第20号）別表第16パーキング・メーター作動等事務の項に規定する手数料	令和8年4月1日から令和8年6月30日まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社しまむら
さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号
代表取締役 高橋維一郎
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ファッションセンターしまむら豊川店
豊川市山道町二丁目17番ほか
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年10月1日
- 4 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要
小売業を行う者 氏名又は名称	株式会社しまむら
代表者の氏名	代表取締役 高橋維一郎
住所	さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号

	その他小売業を行う者	なし	
店舗面積の合計		1,313㎡	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	48台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	7台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	50.0㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	11.59㎡
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	午前10時	
	小売業を行う者の閉店時刻	午後8時	
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後8時30分まで	
	駐車場の自動車の出入口	数	3箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	24時間	

5 届出の日

令和8年1月30日

6 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年3月6日（金）から令和8年7月6日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

8 意見書の提出期限及び提出先

令和8年7月6日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマナカ
名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1
代表取締役 中野 義久

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンドラッグ味美店
春日井市味美白山町1丁目3番地の2

3 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

4 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	ヤマナカ味美店	サンドラッグ味美店

		春日井市味美白山町1丁目3番地の2	春日井市味美白山町1丁目3番地の2
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社ヤマナカ	株式会社サンドラッグ
	代表者の氏名	代表取締役 中野 義久	代表取締役 貞方 宏司
	住所	名古屋市市中村区岩塚町字西枝1番地の1	東京都府中市若松町1丁目38-1
	その他小売業を行う者	1名(縦覧による)	変更前に同じ

- 5 大規模小売店舗の変更の理由
店舗名称の変更及び小売業者の入退店のため。
- 6 届出の日
令和8年2月6日
- 7 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課(名古屋市中区三の丸三丁目1-2)
- 8 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年3月6日(金)から令和8年7月6日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで
- 9 意見書の提出期限及び提出先
令和8年7月6日(月)
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があった。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町及び扶桑町、海部郡大治町、蟹江町及び飛島村、知多郡阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町並びに額田郡幸田町	令和8年6月3日から令和9年3月31日まで	基本測量(航空レーザ測量による高精度標高データ整備)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、豊川市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
豊川市牛久保駅通五丁目、赤代町三丁目及び佐奈川町	令和8年2月24日から令和8年3月27日まで	公共測量(基準点測量)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、愛知県海部農林水産事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
あま市篠田及び小橋方	令和7年8月1日から令和8年2月10日まで	公共測量(現地測量)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、令和8年3月4日次の都市計画事業の事業計画の変更を国土交通省中部地方整備局長が認可した旨の告示があった。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

- 1(1) 都市計画事業の種類及び名称
尾張都市計画下水道事業日光川上流流域下水道
- (2) 施行者の名称
愛知県
- (3) 事務所の所在地
一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4（愛知県一宮建設事務所）
- (4) 事業地の所在
ア 収用の部分
変更なし
イ 使用の部分
変更なし
- 2(1) 都市計画事業の種類及び名称
名古屋都市計画下水道事業日光川下流流域下水道
- (2) 施行者の名称
愛知県
- (3) 事務所の所在地
津島市西柳原町1-14（愛知県海部建設事務所）
- (4) 事業地の所在
ア 収用の部分
変更なし
イ 使用の部分
変更なし

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 組合の名称
東郷中央土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
愛知県東郷町大字春木字北反田8
- 3 設立認可の年月日
平成26年11月28日
- 4 変更認可の年月日
令和8年3月6日
- 5 変更の内容
事業施行期間
変更前 平成26年11月28日から令和10年3月31日まで
変更後 平成26年11月28日から令和11年3月31日まで

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
7東建 61-6	令和 8.1.13	伊藤真奈美	豊田市豊栄町七丁目3-2	蒲郡市神ノ郷町五反田15-7ほか2筆
7尾建 96-53	7.7.10	旭化成不動産レジデンス株式会社 代表取締役 高橋 謙治	東京都千代田区神田神保町一丁目105	岩倉市東町東市場屋敷349及び350

6尾建 96-145	7.1.27	河村 金秋	西春日井郡豊山町大字青山字金剛 138-2	西春日井郡豊山町大字青山字金剛 139-5及び139-9
7尾建 96-101	7.10.14	横井 秀子	清須市阿原宮前70	清須市阿原宮前64ほか2筆の全部 及び67の一部

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の30第1項の規定に基づき、令和8年2月24日次のように指定確認検査機関に対する監督命令をした。

令和8年3月6日

愛知県知事 大村 秀章

1 監督命令を受けた指定確認検査機関

名 称	事 務 所 の 所 在 地	代表者の氏名
株式会社名古屋建築確認・検査システム	名古屋市中区丸の内二丁目2番19号	代表取締役 佐藤 敏雄

2 監督命令の内容

審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の確認検査の業務に関する具体的な改善措置を記載した業務改善計画書を令和8年3月19日までに愛知県知事に提出すること。また、当該業務改善計画書の提出の日から1年間における業務改善計画の実施状況について、四半期ごとに愛知県知事に報告すること。

3 監督命令の原因となった事実

株式会社名古屋建築確認・検査システムは、確認検査の業務において、建築物の計画が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第114条第3項の規定に適合しないにもかかわらず、当該業務に従事した確認検査員がそれを過失により見落として、当該計画に係る確認済証を交付した。その後、特定行政庁から建築基準法第6条の2第6項の規定による当該計画が建築基準関係規定に適合しないと認める旨の通知を受け、当該確認済証が失効した。